

平成28年度事業 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書

【 港南 】総合相談窓口

| 項目 | | 実施基準 | 評価結果 | |
|---|--|---|--------|--------|
| | | | 基準結果 | 項目結果 |
| 運営体制 | 職員の適正配置 | ・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している | ○ | ○ |
| | 必要書類の作成と 確実な提出 | ・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出 | ○ | ○ |
| | 専門性の確保 | ・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・市主催の職員研修に、参加している | ○ ○ | ○ |
| | 緊急時の体制整備 | ・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している | ○ | ○ |
| | 苦情解決体制の整備 | ・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している | ○ ○ | ○ |
| | 個人情報の保護 | ・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している | ○ ○ | ○ ○ |
| 業務別取り組み | 高齢者支援のためのネットワークの構築 | ・地域ケア会議を 2か月に1回以上、開催している | ○ | ○ |
| | | ・ブランチ連絡会に、参加している | ○ | |
| | | ・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている | ○ | |
| | | ・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている | ○ | |
| | 総合相談 | ・総合相談実件数が、120人以上 | ○ | ○ |
| | | ・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上 | ○ | |
| | | ・総合相談延件数が、600人以上 | ○ | |
| | | ・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している | ○ ○ | |
| | 介護予防ケアマネジメント (二次予防事業対象者把握) | ・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している | ○ | ○ |
| | | ・把握した二次予防事業対象者に対して、関係機関と連携し支援している | ○ | |
| ・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設も可)。 ・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設も可)。 | | ○ ○ | | |
| 認知症高齢者等支援 | ・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある | ○ | ○ | |
| | ・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある ・認知症高齢者相談に対し、状況を把握しアセスメントのうえ適切な支援を行っている | ○ ○ | | |
| 権利擁護・虐待防止 | ・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある | ○ | ○ | |
| | ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している | ○ | | |
| ブランチの周知活動 | ・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる | ○ | ○ | |
| 総合結果 | | | ◎ | |

資料7

平成28年度事業 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書

【市岡東】総合相談窓口

| 項目 | | 実施基準 | 評価結果 | |
|---|--|---|--------|--------|
| | | | 基準結果 | 項目結果 |
| 運営体制 | 職員の適正配置 | ・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している | ○ | ○ |
| | 必要書類の作成と 確実な提出 | ・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出 | ○ | ○ |
| | 専門性の確保 | ・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・市主催の職員研修に、参加している | ○ ○ | ○ |
| | 緊急時の体制整備 | ・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している | ○ | ○ |
| | 苦情解決体制の整備 | ・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している | ○ ○ | ○ |
| | 個人情報の保護 | ・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している | ○ ○ | ○ ○ |
| 業務別取り組み | 高齢者支援のためのネットワークの構築 | ・地域ケア会議を 2か月に1回以上、開催している | ○ | ○ |
| | | ・ブランチ連絡会に、参加している | ○ | |
| | | ・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている | ○ | |
| | | ・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている | ○ | |
| | 総合相談 | ・総合相談実件数が、120人以上 | ○ | ○ |
| | | ・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上 | ○ | |
| | | ・総合相談延件数が、600人以上 | ○ | |
| | | ・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している | ○ ○ | |
| | 介護予防ケアマネジメント (二次予防事業対象者把握) | ・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している | ○ | ○ |
| | | ・把握した二次予防事業対象者に対して、関係機関と連携し支援している | ○ | |
| ・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設も可)。 ・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設も可)。 | | ○ ○ | | |
| 認知症高齢者等支援 | ・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある | ○ | ○ | |
| | ・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある ・認知症高齢者相談に対し、状況を把握しアセスメントのうえ適切な支援を行っている | ○ ○ | | |
| 権利擁護・虐待防止 | ・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある | ○ | ○ | |
| | ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している | ○ | | |
| ブランチの周知活動 | ・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる | ○ | ○ | |
| 総合結果 | | | ◎ | |

資料7

平成28年度事業 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書

【 築港 】総合相談窓口

| 項目 | | 実施基準 | 評価結果 | |
|---|--|---|--------|--------|
| | | | 基準結果 | 項目結果 |
| 運営体制 | 職員の適正配置 | ・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している | ○ | ○ |
| | 必要書類の作成と 確実な提出 | ・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出 | ○ | ○ |
| | 専門性の確保 | ・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・市主催の職員研修に、参加している | ○ ○ | ○ |
| | 緊急時の体制整備 | ・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している | ○ | ○ |
| | 苦情解決体制の整備 | ・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している | ○ ○ | ○ |
| | 個人情報の保護 | ・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している | ○ ○ | ○ ○ |
| 業務別取り組み | 高齢者支援のためのネットワークの構築 | ・地域ケア会議を 2か月に1回以上、開催している | ○ | ○ |
| | | ・ブランチ連絡会に、参加している | ○ | |
| | | ・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている | ○ | |
| | | ・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている | ○ | |
| | 総合相談 | ・総合相談実件数が、120人以上 | ○ | ○ |
| | | ・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上 | ○ | |
| | | ・総合相談延件数が、600人以上 | ○ | |
| | | ・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している | ○ ○ | |
| | 介護予防ケアマネジメント (二次予防事業対象者把握) | ・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している | ○ | ○ |
| | | ・把握した二次予防事業対象者に対して、関係機関と連携し支援している | ○ | |
| ・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設も可)。 ・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設も可)。 | | ○ ○ | | |
| 認知症高齢者等支援 | ・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある | ○ | ○ | |
| | ・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある ・認知症高齢者相談に対し、状況を把握しアセスメントのうえ適切な支援を行っている | ○ ○ | | |
| 権利擁護・虐待防止 | ・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある | ○ | ○ | |
| | ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している | ○ | | |
| ブランチの周知活動 | ・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる | ○ | ○ | |
| 総合結果 | | | ◎ | |

資料7